平成２８年（フ）第２８４号
北九州市小倉北区中津口２丁目１番80―201号
破産者　前田ロサリこと　ＭＡＥＤＡ　ＲＯＳＡＬＩＥ　ＣＡＭＢＡＹ
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５３号
北九州市八幡西区春日台４丁目８番19号、住民票上の住所北九州市八幡西区大平台23番３号
破産者　古賀　周作
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５４号
北九州市八幡西区春日台４丁目８番19号
破産者　古賀すま子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６３号
北九州市門司区大里戸ノ上３丁目12番15―102号
破産者　大谷　　薫
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６４号
北九州市門司区大里戸ノ上３丁目12番15―102号
破産者　大谷　宣子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第８２６号
大分県日田市大字十二町475番地、主たる営業所福岡県朝倉市杷木星丸628
破産者　近藤木工株式会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６１７号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町549番地２
破産者　プランテック株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８００号
東京都江東区千石３丁目１番16号
破産者　イサミ硬質硝子株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１２２号
東京都中野区東中野２丁目６番５号
破産者　三光鋼業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１８号
東京都墨田区立花６丁目18－４
破産者　小田　得子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
神奈川県鎌倉市関谷346－９、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市大船２丁目10―39
破産者　奥村　裕二
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５９号
東京都北区十条仲原１丁目26－２
破産者　平林　弘子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１号
東京都国分寺市南町２丁目18―36―302、開始決定時の住所東京都杉並区西荻北３丁目21―15―803
破産者　設樂　明博
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５５５号
東京都千代田区内神田３－３－14―1002、商業登記簿上の本店所在地京都府京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町403番地
破産者　株式会社ジェイエス
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１６６号
神奈川県川崎市中原区新丸子東１丁目827―402
破産者　佐藤　幸雄
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８２号
東京都足立区東綾瀬３丁目10―12―502
破産者　水野　修吾
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３２号
東京都八王子市別所２丁目16－３－202
破産者　高橋　　洋
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７０１号
東京都多摩市唐木田１丁目32－３
破産者　辻次　秀利
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部